

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : アメリカンエンジニアリングコーポレーション
(法人番号8700150066309)
業者の住所 : 沖縄県宜野湾市大山7-11-47
- 2 指名停止措置期間 : 令和8年8月25日 から 令和8年10月24日 まで(2か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格者は、過去3事業年度(令和5年1月1日から令和7年12月31日まで)において、主任技術者又は監理技術者となり得る資格等(建設業法第7条第2号イ、ロ及び同法第15条第2号ロの規定に基づく実務の経験を含む。)を持たない者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に設置していた。
このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年6月5日、内閣府沖縄総合事務局長から監督処分(営業停止22日間)を受けた。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄) 付表第2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1月以上9月以内